



# 島根県報

平成21年3月31日（火）

号外第58号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【教委規則】

島根県教育課程審議会規則の一部を改正する規則	（教育庁総務課）	2
職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則	（ 〃 ）	2
島根県教育庁等事務処理規則の一部を改正する規則	（ 〃 ）	2
島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則	（ 〃 ）	4
島根県立教育センター管理運営規則の一部を改正する規則	（ 〃 ）	7

### 【教育長訓令】

教育事務決裁規程の一部改正	（教育庁総務課）	7
教育長の権限を委任する規程の一部改正	（ 〃 ）	9
島根県立教育センターが実施する校内初任者研修に関する研修規程の一部改正	（ 〃 ）	9

**教 育 委 員 会 規 則**

島根県教育課程審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月31日

島根県教育委員会委員長 山 根 昊一郎

**島根県教育委員会規則第7号**

島根県教育課程審議会規則の一部を改正する規則

島根県教育課程審議会規則（昭和27年島根県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第7条中「島根県立教育センター」を「島根県教育センター」に改める。

**附 則**

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月31日

島根県教育委員会委員長 山 根 昊一郎

**島根県教育委員会規則第8号**

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員及び職員の職の設置に関する規則（昭和31年島根県教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

「企画員

「企画員 サブリーダー

別表中 主任 を 主任 に改める。

主任主事」 ※主任

主任主事 」

別表に備考として次のように加える。

備考 本表中※印の付された職は、教育長が別に定めるものに限る。

**附 則**

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

島根県教育庁等事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月31日

島根県教育委員会委員長 山 根 昊一郎

**島根県教育委員会規則第9号**

島根県教育庁等事務処理規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等事務処理規則（昭和36年島根県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第29条中「、総合行政ネットワーク電子文書交換システムによる公文書送受信取扱要領（平成14年9月20日付け島教総第317号総務課長通知）に規定するもののほか」を削る。

第32条の2中「朱書して行うか又は電子供覧（システムの機能を利用して電子文書の供覧を行う方法を言う。以下同じ）により」を「朱書して」に改める。

第33条第3号中「、紙文書により起案する場合は」を削り、同条第4号を削り、同条第5号中「紙文書により起案する

場合であつて」を削り、同号を同条第 4 号とし、同条 6 号を削る。

第36条第 1 項中「紙文書による」を削り、同条第 2 項を削る。

第38条第 2 項ただし書を削る。

第54条中「、ファイルのうち電子決裁及び電子供覧の処理による電子文書が保存されているファイルを除き」を削る。

第78条を次のように改める。

(合議)

第78条 起案の内容が他の教育機関等の分掌する事務に関係のある場合には、当該起案文書を関係教育機関等に合議しなければならない。

2 前項の場合において、当該教育機関等の長（専決権者がいる場合は、当該専決権者）の決裁を経てから関係教育機関等に合議するものとする。

3 合議を受けた教育機関等において、合議事項に異議があるときは、当該合議をした教育機関等に協議して調整するものとする。

第83条第 2 項の表第32条の 2 の項を削り、同表中

「

第40条	主務課長若しくはその命を受けた者	教育機関等の長の命を受けた者	を
	回議、合議又は供覧	回議又は供覧	

」

「

第40条	主務課長若しくはその命を受けた者	教育機関等の長の命を受けた者	に改める。
------	------------------	----------------	-------

」

「

別表第 1 中	埋蔵文化財調査センター	島教埋	を	埋蔵文化財調査センター	島教埋	に、
	松江教育センター	島松セ		教育センター	島教セ	
	浜田教育センター	島浜セ		武道館	島武	
	武道館	島武				

」

「

邇摩高等学校	邇高	を	邇摩高等学校	邇高	に改める。
川本高等学校	川高		島根中央高等学校	島中高	
邑智高等学校	邑高				
島根中央高等学校	島中高				

」

別表第 3 教育機関等の長印の項中

「

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">         島 根 県 立          ○ ○ ○ ○          所(館)長 印       </div>	20ミリメートル平方	各教育機関	を
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">         島 根 県 立          ○ ○ ○ ○       </div>	20ミリメートル平方	各県立学校	

」

学校長印			
------	--	--	--

」

「

島 根 県 (立) ○ ○ ○ ○ 所 (館) 長 印	20ミリメートル平方	各教育機関	
島 根 県 教 育 セ ン タ ー 所 長 印 浜田教育センター	20ミリメートル平方	島根県教育センター浜田教育センター長	
島 根 県 立 ○ ○ ○ ○ 学 校 長 印	20ミリメートル平方	各県立学校	

に改める。

」

### 附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

島根県教育委員会委員長 山 根 昊一郎

### 島根県教育委員会規則第10号

島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等組織規則（昭和43年島根県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項の表中管理監の項を削る。

第6条第1項の表教育施設課の項中「施設・助成グループ、技術指導グループ」を「財産管理・助成グループ、施設整備グループ」に改め、同表高校教育課の項中「高等学校指導グループ」の次に「学力向上対策スタッフ」を加え、同表生涯学習課の項中「生涯学習推進グループ、社会教育振興グループ」を「生涯学習振興グループ、社会教育グループ」に改める。

第7条の表総務課の項中第23号を第24号とし、第22号を第23号とし、第21号の次に次の1号を加える。

(2) 教育センターに関すること。

第7条の表教育施設課の項第1号中「福利課」を「他課」に改め、同項第4号中「技術指導」を「指導」に改め、同項第5号中「学校」を「公立学校・幼稚園、学校給食施設」に、「国庫負担金（交付金）事務」を「国庫負担金及び交付金事務」に改める。

第7条の表高校教育課の項第14号を削り、同項第15号中「新設高校（学習時間選択制高校東部独立校（仮称）」を

「島根県立宍道高等学校」に改め、同号を同項第14号とし、同項中第16号から第24号までを1号ずつ繰り上げる。

第7条の表義務教育課の項を次のように改める。

- (1) 県費負担教職員の任免等に関する事。
- (2) 県費負担教職員の定数に関する事。
- (3) 県費負担教職員の勤務時間その他の勤務条件に関する事。
- (4) 県費負担教職員及び県立学校教育職員の評価制度に関する事。
- (5) 教育職員の免許状及び更新講習に関する事。
- (6) 教育職員の免許法認定講習に関する事。
- (7) 小中学校及び幼稚園の設置、廃止等に関する事。
- (8) 小中学校の管理及び運営に関する事。
- (9) 義務教育及び幼稚園教育に関する指導及び助言に関する事。
- (10) 小中学校及び県立学校の生徒指導に関する事（生徒指導推進室）。
- (11) 小中学校及び県立学校の学校安全に関する事（他課の所掌に属するものを除く。次号から第16号までにおいて同じ。）（生徒指導推進室）。
- (12) 小中学校の教育課程、学習指導及び進路指導に関する事。
- (13) 子ども読書活動の推進に関する事。
- (14) 小中学校の教科用図書その他の教材の取扱いに関する事。
- (15) 小中学校の教職員の研修に関する事。
- (16) 県立学校の教職員の生徒指導研修に関する事（生徒指導推進室）。
- (17) 幼児、児童及び生徒の就園奨励及び就学奨励に関する事。
- (18) 前各号に掲げるもののほか、義務教育に関する事。

第9条第1項の表中

課等	職	職務
課	課長	上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指導監督する。
	課長代理（総務課及び高校教育課に限る。）	課長を補佐し特定の事務の総合調整を図る。
	グループリーダー	上司の命を受け、グループ内の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

を

「

課等	職	職務
課	課長	上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指導監督する。
	課長代理（総務課及び高校教育課に限る。）	特定の事務の総合調整を図ることにより課長を補佐する。
	グループリーダー	上司の命を受け、グループ内の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

に改める。

第9条第2項の表中

職	職務
上席調整監	上司の命を受け、課等の特定事務を掌理する。

を

調整監

「

職	職務
管理監	上司の命を受け、課等の特定の事務を掌理する。
上席調整監	
調整監	

に改める。

」

第14条の6第1項の表副所長の項を削る。

第17条を次のように改める。

(名称及び位置)

**第17条** 島根県教育センター条例(昭和46年島根県条例9号)第1条の規定により設置された教育センターは、松江市に置く。

2 教育センターの支所の名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
教育センター浜田教育センター	浜田市

第17条の2を次のように改める。

(内部組織)

**第17条の2** 教育センターに、次の表の左欄に掲げる部を置き、教育センター及び同表の左欄に掲げる部にそれぞれ同表の右欄に掲げるグループ又はスタッフを置く。

部	グループ又はスタッフ
	総務グループ
教育企画部	企画・研修スタッフ、研究・情報スタッフ、教育相談スタッフ

2 教育センターの支所に管理部を置き、同部に総務担当、研究・研修スタッフ及び教育相談スタッフを置く。

第19条の7を次のように改める。

(内部組織)

**第19条の7** 次の表の左欄に掲げる生涯学習推進施設の内部組織として、それぞれ同表右欄に掲げるグループ又はスタッフを置く。

生涯学習推進施設	グループ又はスタッフ
生涯学習推進センター	総務広報グループ、研修調査グループ
西部生涯学習推進センター	総務広報グループ、研修調査スタッフ

第20条第4号中「図書室は」を「図書室と」に改める。

第22条中「図書館は」を「図書館に」に、「総務振興グループ」を「総務グループ」に改める。

第25条の2の表青少年の家の項中「総務担当」を「総務グループ」に改める。

第30条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる機関及び支所に、当該中欄に掲げる職を置き、その職務はそれぞれ当該右欄のとおりとする。

機関及び支所	職	職務
教育センター浜田教育センター	センター長	所長を補佐し、所長の命を受け、センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	部長	上司の命を受け部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
古代出雲歴史博物館	部長	上司の命を受け部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

## 附 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

島根県立教育センター管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月 31 日

島根県教育委員会委員長 山 根 昊一郎

## 島根県教育委員会規則第11号

島根県立教育センター管理運営規則の一部を改正する規則

島根県立教育センター管理運営規則（昭和46年島根県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島根県教育センター管理運営規則

第 1 条中「島根県立教育センター条例」を「島根県教育センター条例」に、「島根県立教育センター（）」を「島根県教育センター（）」に改める。

第 2 条第 1 項中「島根県立松江教育センター」を「島根県教育センター」に改める。

## 附 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

**教 育 長 訓 令**

## 島根県教育委員会教育長訓令第 1 号

本 庁  
出先機関  
県立学校

教育事務決裁規程（昭和45年島根県教育委員会教育長訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成21年 3 月 31 日

島根県教育委員会教育長 藤 原 義 光

第 2 条中第18号を第20号とし、第 7 号から第17号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 6 号を第 7 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(8) 管理監 組織規則第 9 条第 2 項に規定する管理監をいう。

第 2 条第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 参事 組織規則第 4 条第 2 項に規定する参事をいう。

第 4 条第 2 項中「当該課等に置かれた」の次に「管理監、」を加える。

第 5 条に次の 1 項を加える。

2 グループリーダーが専決することができる事項のうち、あらかじめ課等の長が指定した事項については、当該グループに置かれるサブリーダー（職員及び職員の職の設置に関する規則（昭和31年島根県教育委員会規則第20号）別表に規定するサブリーダーをいう。）に専決させることができる。この場合においては、あらかじめその旨を教育庁総務課長に届け出なければならない。

第 8 条第 1 項中「組織規則第30条第 1 項に規定する」の次に「センター長及び」を加える。

「

課等の長	1	室長、センター長、上席調整監又は調整監を置く課等にあつては、室長、センタ
------	---	--------------------------------------

第12条の表中	一長又は調整監が掌理する事務については当該室長、センター長、上席調整監又は調整監 2 課長代理を置く課にあつては、課長代理 3 グループリーダー	を
---------	--	---

課等の長	1 管理監、室長、センター長、上席調整監又は調整監を置く課等にあつては、管理監、室長、センター長、上席調整監又は調整監が掌理する事務については当該管理監、室長、センター長、上席調整監又は調整監 2 課長代理を置く課にあつては、課長代理が掌理する事務については課長代理 3 グループリーダー	に、
------	--	----

教育センター所長	1 部長又は調整監	
図書館長	1 調整監又は総務振興グループ課長	
埋蔵文化財調査センター所長	1 副所長 2 総務グループ課長	
生涯学習推進センター所長 西部生涯学習推進センター所長 青少年の家所長 少年自然の家所長	1 総務広報グループ課長、総務グループ課長又は総務担当課長	を

教育センター所長	1 センター長 2 部長 3 総務グループ課長	
図書館長	1 調整監又は総務グループ課長	
埋蔵文化財調査センター所長	1 総務グループ課長	に改める。
生涯学習推進センター所長 西部生涯学習推進センター所長 青少年の家所長 少年自然の家所長	1 総務広報グループ課長又は総務グループ課長	

別表第3第6号を次のように改める。

(6) 予算を令達し、及び配当替えを行うこと。

別表第3第8号中「1件3,000,000円未満の」を削る。

別表第3中第12号を第16号とし、第11号を第12号とし、同号の次に次の3号を加える。

(13) 職員（第2条第4号から第14号までに規定する職員を除く。以下この条において同じ。）の旅行を命じ、及び復命を受けること。

(14) 職員の休暇を承認し、欠勤届を受理し、職務に専念する義務を免除し、勤務時間の割振り（再任用短時間勤務職員に係るものに限る。）をし、勤務時間の割振りを変更し、部分休業を承認し、又は特別の勤務に従事する職員の週休



日及び勤務時間の割振りを行うこと。

(15) 職員の休日及び時間外の勤務を命じ、又は休日の代休日を指定すること。

別表第3中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 出納機関に対し、収入の調定について通知すること。

#### 附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

### 島根県教育委員会教育長訓令第2号

本 庁  
出先機関  
県立学校

教育長の権限を委任する規程（昭和47年島根県教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

平成21年3月31日

島根県教育委員会教育長 藤 原 義 光

別表中

教育機関の施設等の使用を許可し、又は許可を取り消すこと。 教育機関の施設等の使用料を減免し、又は使用料を還付すること。	出先機関の長	を
出先機関の施設等の使用を許可し、又は許可を取り消すこと。 出先機関の施設等の使用料を減免し、又は使用料を還付すること。	出先機関の長	に改める。
県立学校の施設等の使用を許可し、又は許可を取り消すこと。 県立学校の施設等の使用料を減免し、又は使用料を還付すること。	県立学校の長	に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

### 島根県教育委員会教育長訓令第3号

本 庁  
出先機関  
県立学校

島根県立教育センターが実施する校内初任者研修に関する研修規程（平成12年島根県教育委員会教育長訓令第4号）の一部を次のように改正する。

平成21年3月31日

島根県教育委員会教育長 藤 原 義 光

題名を次のように改める。

島根県教育センターが実施する校内初任者研修に関する研修規程

第1条中「島根県立教育センター管理運営規則」を「島根県教育センター管理運営規則」に改める。

第2条中「島根県立教育センター」を「島根県教育センター」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年 4 月 1 日から施行する。